

ご旅行条件書(海外・募集型企画旅行)

この書面は旅行業法第12条の4による取引条件書および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社ニュージャパントラベル(富山県富山市奥野町 8-1 ボルファート)とやま1階、観光庁長官登録旅行業 818号、以下「当社」といいますが旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 「海外旅行(以下、国内旅行(本邦内のみ)の旅行)以外の旅行をいいます。
- (3) 旅行契約の条件・条件は、この条件書およびパンフレット等、出発前にお渡りする確定書面(最終日程表)及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によりします。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受け、当社がその旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受け、当社が自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込みおよび契約の成立時期

- (1) 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された受託営業所(以下併せて「当社」といいます)にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ(5)の申込金を添えてお申込みください。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点で契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み承諾をお受けいたします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定められたとおりとなります。
- (3) お客様と旅行契約は、当社がお客様の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。なお、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させる時は第26項(2)の(イ)の定めとなります。
- (4) お客様が(2)の期間内に申込金を提示しない場合は、当社らは、予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) お申込みの際、お申し込みにつき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

旅行代金	申込金(おひとり)
50万円以上	10万円以上旅行代金まで 旅行代金の20%以内
30万円以上 50万円未満	5万円以上旅行代金まで 旅行代金の20%以内
15万円以上 30万円未満	3万円以上旅行代金まで 旅行代金の20%以内
10万円以上 15万円未満	2万円以上旅行代金まで 旅行代金の20%以内
10万円未満	旅行代金の20%以上 旅行代金の20%

この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定められたとおりとなります。

- (6) お申し込み後、高齢者その他事由によりその時点で高齢者の場合、旅行契約を締結できない場合であっても、お客様が希望する場合は、以下によりお客様と当社を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができ状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイトイン」の取扱い)といたします。この場合、(ア)お客様がウェイトインの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイトイン期間」といいます)を明確のうえ、申込書と申込金申請書をご提出いただきます。この時点で「旅行契約」は成立していません。また、当社は、就業に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
- (イ) 当社は、前(ア)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- (ロ) 旅行契約がお客様が前(イ)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に届いた時(ただし、その通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。
- (エ) 当社は、ウェイトイン期間中に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (オ) 当社は、ウェイトイン期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイトインの取扱いを解除する旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (カ) 当社は(ア)のお待ちいただける期間までに連絡が取れなかったときは、予約可能となった場合であっても予約を取り消すことができます。この場合預り金は全額払い戻しいたします。
- (7) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがある場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者があつておこないます。契約責任者は、当社指定の日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して負い、又は将来争い事が生じた場合は、契約責任者については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者の団体・グループに両行ない場合、旅行開始後においても、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申し込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満若しくは中学生以下の場合、原則親権者の方のご同行を条件とします。
- (3) 特定高齢者を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (4) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他社会勢力であることが判明した場合は当社をお断りする場合があります。
- (5) お客様が当社に対して暴力団員又は暴力団員等と関係する行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (6) お客様が風俗を流布したり、偽装や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (7) 健康を害する方、車椅子などの器具をご利用になる方や心身に障がいのある方、食育アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にその状態になった場合も直ちに申し出てください)。あらかじめ当社からご案内申上り上げずの旅行前中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。
- (8) 前項の申し出をされた場合、当社は、合理的な範囲内においてお申し込みを、これに基づき、お客様の状況及び必要となる措置についてお伺いし、又は書面でお申し込みを中止していただくことがあります。
- (9) 当社は、旅行の申込みから出発までの期間に、お客様又は同行者の同行、医師の診察書、また、お客様からお申し出いただいた措置を必要とする場合がございます。また、お客様からお申し出いただいた措置を必要とする場合がございます。お客様が旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除されたことがありますが、なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用は原則としてお客様が負担いたします。
- (10) お客様が当社に疾病、傷害その他の事由により医師の診察又は加療が必要であることが判明した場合は、必要な処置をとります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (11) お客様のご都合により旅行日程は、原則としてできません。ただし、コースにより、別添条件によりお断りすることがあります。
- (12) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、帰郷、いれる場合は復帰予定日時等の連絡が必要です。
- (13) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる場合と当社が判断する場合には、お申込みをお断りする場合があります。
- (14) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。
- (15) 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、地域別の渡航に関する情報が発表されている場合があります。お申込の際に「海外危険情報」に関する書面をお渡しいたします。また、外務省「海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。旅行のお申込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発表された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。

外務省「海外危険情報」が渡航先の是非を検討していただく以上の危険情報が出た場合は、当社は旅行の履行を中止することがあります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置がとれるときは、当社は履行を中止することがあります。この場合にお客様が旅行を取りやめるときは、当社は所定の取消料を受け取ります。

- (16) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「感染症情報」を確認下さい。
- (17) 衛生管理について、
① 渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。
厚生労働省検疫所「海外健康にご注意ください」<http://www.forth.go.jp/>

4. 契約書面及び確定書面「最終日程表」の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお客様にお渡しします。なお、この条件書及びパンフレット等、お支払対象旅行代金の領収証、確定書面(最終日程表)は契約書面の一部となります。
- (2) 確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を遅くとも旅行開始の前日までににお渡しします。(原則として旅行開始の前日から起算してさかのぼって7-10日目に当たる前日以前にお渡しするよう努力いたしますが、旅行開始日が年末年始、ゴールデンウィーク等の特定時期に当たるコースの一部では、旅行開始日の前日にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までににお渡しします)ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に旅行の申込みがあった場合は、旅行開始日よりお渡しします。また、お渡しの日以前であってもお問い合わせをいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- (3) 当社が手配し、旅行を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面(最終日程表)に記載するところにより特定されます。

5. お支払対象旅行代金

- (1) 「お支払対象旅行代金」(以下単に「旅行代金」といいます)とは、「パンフレット等に記載された旅行代金」(以下「追加代金」の合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。「旅行代金」(申込金)、「取消料」、「違約料」変更補償金)の額を算出する際の基準となります。
- (2) 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に明示した以下のものをいいます。
(ア) 「追加代金」
a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金
b. ホテル又は部屋の等級アップ等がオプショングレード追加代金
c. 「C」クラス追加代金等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金
d. 食事なしプラン、「観光なしプラン」等を基本とする場合の食事つきプラン
e. 「観光つきプラン」等への変更のための追加代金
f. 「運泊プラン」等と称する延泊のための追加代金
g. その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
(イ) 「割引代金」
a. トリプル割引代金(等)とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
b. 子供割引代金等年齢その他の条件による割引代金
c. その他「○○割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

6. 旅行代金のお支払

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお申込みの場合は、旅行開始日より前日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところとなります。

7. 渡航手続

- (1) 現在お持ちの旅券が今回有効かどうかの確認、旅券、査証取得及び予防接種等の証明書等の渡航手続はお客様が責任で行っていただきます。入国に必要な旅券の残存有効期限、査証取得の要、不要については「パンフレット」等に明示します。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館・渡航先の領事館・入国管理事務所にお問い合わせ下さい。
- (2) 当社は、「旅行業契約渡航手続代行契約」の規定に基づき、別途、「渡航手続代行契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より委託された渡航手続の全部又は一部を代行することがあります。
- (3) 当社は、当社の責任に備すべし事由によらずに旅行・査証の取得ができず又は関係国の出入国が許可されなかったとしても、その責任を負うものではありません。

8. 「パンフレット等」に記載の「旅行代金」に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます。
(イ) 航空運賃及び燃料・給油運賃・利用空港の運賃(この運賃・料金は、運送機関の予約・追加運賃、料金(原価)の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらかじめ旅行者に一律課されるものに限り、以下同様とします。)を含みます。
(ロ) パンフレット内でファーストクラス席・ビジネスクラス席と明示されている場合はエコノミークラス席、級別は通常席を利用します。
(ハ) 空港、駅、港と宿泊機関との送迎(バス代金等)(旅行日程に「お客様負担」と明記してある場合を除く)
(ニ) バス代金、タクシー代金、入場料等の観光代金
(ホ) 宿泊代金及び朝食、サービス料金(二人部屋にお2人様泊を基準とします。ただし、旅行日程に「お客様負担」と明記してある場合を除く)
(ヘ) 食費代金及び飲料・サービス料金
(オ) お客様おひとりにつきスーツケース等1個の受託手荷物運賃料(おひとり20kg以内が原則)となっていますが、座席確保・方角により異なりますので詳しくは係員におたずねください(ただし、航空会社の受託手荷物有料に伴い一部減額の場合があります。手荷物の運送は当社運送機関が行い、当社が運送機関への運送受託手続きを代行するものではありません。また、一部の空港・駅・ホテルではボーターがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。)
(カ) 添乗員が同行するコースに含まれる添乗員代金
(キ) その他パンフレット等に明示されたもの
(ク) 船遊サチー(パンフレット)に船遊サチーが旅行代金に含まれる「船遊サチー(パンフレット)」の船遊サチーがある航空会社の定める船遊サチーの増額・減額・廃止した場合も追加徴収及び返金はいたしません。
(コ) 送迎(バス)等の料金(空港、駅、埠頭と宿泊場所間)。但し、旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合は除きます。
(1) の費用は、お客様の都合により一部削減されなくても払い戻しはしません。

9. 「パンフレット等」に記載の「旅行代金」に含まれないもの

- 第8項の他旅行代金に含まれません。その一部を列示します。
(ア) 渡航手続経費(旅券・査証の取得代金、予防接種料金、渡航手続代行に際しての旅行業務取扱料金等)
(イ) 日本国内における住宅から発着および空港までの交通費、宿泊(8)の燃料費
(ロ) 日本国内の空港施設使用料及び空港保安サービス料
(ハ) 運搬機関が提供する追加運賃・料金(船遊サチー増額)・前項(8)の燃料費リターン等により発生する費用※航空会社の定める追加運賃・料金(額)の変更された場合は、増額になった場合は不足分を追加徴収し、減額となった場合はその分を返金します。
(ニ) 超手荷物持ち込み(規定の重量・容量・個数を超える分について)
(ホ) グローブ代金、電報電話料金、ホテルのキー・メイド等へのチップ、その他追加料金等個人性の諸費用、及びこれらに伴う送料・代金
(ヘ) 傷病・疾病に関する医療費等
(ロ) 日本国内の空港送迎、出国税、国際線搭乗許可料の諸料・料金(ただし空港税等が含まれるときは明示したコースを除きます。コースによっては、空港税等出発前に日本にお支払いいただく場合もあります)
(イ) オプションツアー等と称し、現地に現地旅行会社等が希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
(ロ) 「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
(3) 第8項(ロ)で旅行日程に「お客様負担」と明示した宿泊機関の食事・サービス料金
(4) 各航空会社により、規定される手荷物運賃額及び有料の機内食や飲み物代金等。
また、第8項(ロ)における有料に伴う航空会社の定める受託手荷物有料区分及び一部コースにおける現地の手荷物運賃額料金等。

10. 旅行契約の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等

の旅行サービス提供中の止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の事由に生じない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の責任に属しないものである理由及び当該事由との因果関係等ご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

11. 旅行代金の額の変更

- (1) 旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。
(イ) 利用する運送機関の運賃・料金が著しく経済情勢の急変等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改訂額が旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
(ロ) 旅行代金が増額されたとき、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更額が旅行代金を減額します。
(ハ) 第10項より旅行代金が増額されたとき、旅行代金が増額されたときは、サービス提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋等の確保が不足したとき(いわゆるオーバーブッキング等)による変更の場合を除き、当社がその変更額が旅行代金を変更します。
(ニ) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に備すべし事由によらず当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

12. お客様の交代

- (1) お客様は、当社が承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(おひとり様につき100円、消費税込)と共に当社にご提出していただきます。(すでに航空券を発行している場合、別途発行に関する費用を請求する場合があります。)
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り渡した方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお、当社は利用運送機関・宿泊機関が旅行者の交代に応じない等の理由により、交代をお断りする場合があります。

13. お客様の解除権(旅行開始前)

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後であっても、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、お申込みの営業日・営業時間内にお受けいたします。旅行お申込み時に営業時間をお客様自身でもご確認ください。
(ア) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース及び本邦外へ出発地及び到着地とするコース(以下「本邦外」の旅行契約を除く)

契約解除の日	4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以前～31日目に当たる日まで	旅行代金の10% (10万円を上限)	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以前～15日目に当たる日まで	旅行代金が50万円以上：10万円 旅行代金が30万円以上 50万円未満：5万円 旅行代金が15万円以上 30万円未満：3万円 旅行代金が10万円以上 15万円未満：2万円 旅行代金が10万円未満：旅行代金の20%	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日以前～3日目に当たる日まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々～当日	旅行代金の50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

日程表に PEX 運賃を利用している旨の記載がある旅行

契約解除の日	4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって41日目に当たる日まで	航空券運賃料等の金額	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以前～15日目に当たる日まで	旅行代金の10% (10万円を上限) または航空券取消料等の金額のうち高い方	航空券取消料等の金額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日以前～3日目に当たる日まで	旅行代金の20% または航空券取消料等の金額のうち高い方	
旅行開始日の前々～当日	旅行代金の50% または航空券取消料等の金額のうち高い方	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

- (イ) 買切り航空機を利用するコースパンフレット等に記載する取消料によりします。
(ロ) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用するコース当該船舶に係る取消料の規定によります(パンフレット等に明示します。)
- (二) 日程表に3泊以上のクルーズを含むコースでは、契約書面にクルーズ旅行の取消料の適用に関する記載がある場合は、パンフレット等に記載する取消料によりします。
- (2) 欠に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約解除することができます。
(ア) 契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第24項の表下欄に掲げるものその他の重要なものであることに限り、その変更が第24項の表下欄に掲げられるもの規定に基づいて旅行代金が増額されたときは、
(イ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供中の止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施の不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき、
(ロ) 当社がお客様に対し、第4項(ロ)に定める期間(旅行開始日の前日までに、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に旅行の申込みがあった場合は、旅行開始日より前日までに確定書面(最終日程表)を交付したとき)、
(オ) 当社の責任に備すべし事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

- (3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に受取している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に受取している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。
- (4) 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコース又は出発日を変更された場合は、取消料は再予約を行うこととなり(1)の取消料の対象となります。

14. お客様の解除権(旅行開始後)

- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱した場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
(2) お客様の責に帰せざる事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられないときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払ったことから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

15. 当社の解除権(旅行開始前)

- (1) お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合も第13項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社が、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
(ア) お客様があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参

